

申請者向け操作マニュアル

<申請者>

11.レベル3.5飛行等の新規申請 方法

目次

01.はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-3
03.飛行許可・承認の新規申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-4
04.飛行許可・承認 新規申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.12-5
05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-6
06.Step2 : 無人航空機情報を登録する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-9
07.Step3 : 操縦者情報を登録する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-20
08.Step4 : 新規申請に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-31
09.Step5 : 簡易カテゴリ判定を実施する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-32
10.Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-7
11.Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-13
12.Step8 : その他詳細情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-20
13.Step9 : 申請書を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-23
14.Step10 : 申請書を提出する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11-24

01.はじめに（飛行許可・承認の新規申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、無人航空機の飛行許可・承認における以下の手続きを行うことができます。
 - ・新規申請
 - ・変更申請
 - ・更新申請
 - ・申請書の複製
 - ・申請書一覧の確認
 - ・申請状況確認
 - ・補正指示内容確認および補正申請
 - ・申請の取り下げ
 - ・許可書のダウンロード
 - ・機体情報・操縦者情報の編集
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。
- 申請者情報登録の際に登録したメールアドレス宛に各種通知メールが送信されます。メールの内容はシステムを利用する上で必要な情報や申請書の審査状況などの情報となりますので、システムの利用前にメールの受信設定「information@dips.mlit.go.jp」のドメインが受信可能な設定となっているか確認をお願いします。
- 審査には一定の期間を要するため、飛行開始予定日の少なくとも10開庁日以上前（土日・祝日を除く）には申請書類を提出してください。
申請内容に不備があった場合には追加確認に時間を要し、飛行予定日までに許可・承認 が得られないことも想定されるため、飛行開始予定日から3～4週間程度、十分な余裕をもって申請を頂きますようお願いいたします。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.飛行許可・承認の新規申請に必要なもの

無人航空機情報又は操縦者情報の登録・変更を行う際には、以下の情報が必要となります。

各種情報	項目
無人航空機情報の登録・変更	※既に登録済の場合も自作機等は以下が必要 - 基準適合性に関する情報 - 機体の設計図又は写真（前横上） - 操縦装置名称 - 操縦者名 - 設計図又は写真 - 機体の運用限界に関する情報 - 取扱い説明書 - 飛行させる方法に関する情報 ※試験飛行届出済機体の新規登録は以下も必要 - 試験飛行届出番号 - 製造者名 - 型式名又は名称 - 機体の種類 - 製造番号等 - 最大離陸重量
操縦者情報の登録・変更	- 氏名 - フリガナ - 電話番号 - メールアドレス - 住所 - 操縦者の基準の適合性に関する情報 - これまでの飛行実績 ※操縦者の新規作成（技能証明なし）を行う場合、H P 掲載団体技能認証情報の登録は任意です。

飛行許可・承認の新規申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	緊急連絡先（氏名／電話番号）
その他	- ドローン情報基盤システムのアカウント（例:ABC123456 英字3文字+数字6文字） - 飛行及び機体情報 - 使用するマニュアル情報 - 操縦者情報 - 保険等の情報

04.飛行許可・承認 新規申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施しましょう。

飛行許可・承認の新規申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 無人航空機情報を登録する

メインメニューの「無人航空機情報の登録・変更」から機体情報を入力する。

Step3 : 操縦者情報を登録する

メインメニューの「操縦者情報の登録・変更」から操縦者情報を入力する。

Step4 : 新規申請に進む

メインメニューで「新規申請」のボタンを選択します。

Step5 : 簡易カテゴリ判定を実施する

必要項目を入力し、飛行カテゴリー判定が行われます。

Step6 : 飛行概要・飛行詳細を入力する

飛行させる機体の飛行情報を入力します。

Step7 : 飛行機体・操縦者を選択する

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を入力します。

Step8 : その他詳細情報を入力する

保険の加入状況、緊急連絡先、許可証の形式等を入力します。

Step9 : 申請書を確認する

申請様式、別添資料等を選択し内容を確認する。

Step10 : 申請書を提出する

申請書の内容を確認し、提出する。

新規申請が完了

地方航空局等で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※注意事項

Step1～Step5の手順は、[01.新規申請方法](#)を参照して進めてください。

09.Step5：簡易カテゴリー判定を実施する

簡易カテゴリー判定

飛行カテゴリーは「**カテゴリー II A（機上カメラ設置等により立入管理措置を講じる目視外飛行
[レベル3.5飛行等]**」です。

レベル3.5飛行等を行う場合は、航空局への事前調整が必要です。

事前調整で示した内容に含まれない飛行を行う場合は、改めて運航概要を航空局と調整したうえで許可・承認申請を行ってください。

このまま、許可・承認申請を続けるには「飛行許可・承認申請へ」ボタンをクリックしてください。

カテゴリー判定をやり直す場合は「カテゴリー判定へ戻る」ボタンをクリックしてください。

カテゴリー判定へ戻る

飛行許可・承認申請へ

ここでは、「カテゴリー II A（機上カメラ装置等により立入管理措置を講じる目視外飛行〔レベル3.5飛行等〕」と判定結果が表示された場合の申請について説明します。

「飛行許可・承認申請へ」のボタンを押し、当該カテゴリーでの申請に進んでください。

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(1/6)

飛行概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 04 申請書確認 STEP 05 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A（レベル3.5飛行等）**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I.飛行の目的はなんですか？

1.業務

- ☐ 空撮 ☐ 搬取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業 ☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス
☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配 ☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応
☐ その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）



V.飛行する場所はどこですか？

1.特定の場所・経路で飛行するかどうかについて入力してください。 ⓘ

特定の条件を除き、日本全国・都道府県名による広範囲での飛行申請が可能です。

- ☐ 特定の場所・経路で飛行しない ☒ 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル

次へ

中断

飛行概要のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

※飛行の目的については、次頁の表「[飛行の目的一覧](#)」を参照してください。

※飛行許可が必要な理由については、次々頁の表「[飛行許可が必要な理由一覧（飛行空域）](#)」、「[飛行許可が必要な理由一覧（飛行方法）](#)」を参照してください。

※入力内容に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「次へ」ボタンを押してください。

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(2/6)

飛行概要

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 04
申請書確認

STEP 05
申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A（レベル3.5飛行等）**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I.飛行の目的はなんですか？

1.業務

☐ 空撮 ☐ 搬運取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業 ☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス

☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配 ☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応

☐ その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）



V.飛行する場所はどこですか？

1.特定の場所・経路で飛行するかどうかについて入力してください。 ⓘ

特定の条件を除き、日本全国・都道府県名による広範囲での飛行申請が可能です。

☐ 特定の場所・経路で飛行しない ☒ 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル

次へ

中断

飛行概要のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

※以下の項目への入力が必要です。

- I.飛行の目的はなんですか？
- II.立入管理措置はどのように行いますか？
- III.飛行許可が必要な理由
- IV.年間を通じて飛行しますか？
- V.飛行する場所はどこですか？

※Vについて、Lv3.5飛行等の申請においては「特定の場所・経路で飛行する」を選択してください。

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(3/6)

飛行概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 04 申請書確認 STEP 05 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A（レベル3.5飛行等）**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I.飛行の目的はなんですか？

1.業務

- ☐ 空撮 ☐ 搬運取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業 ☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス
☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配 ☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応
☐ その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）



V.飛行する場所はどこですか？

1.特定の場所・経路で飛行するかどうかについて入力してください。 ⓘ

特定の条件を除き、日本全国・都道府県名による広範囲での飛行申請が可能です。

- ☐ 特定の場所・経路で飛行しない ☒ 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル

次へ

中断

飛行概要のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※天候不良等により飛行日時が変化する場合には、飛行の延期等も考慮した期間で申請してください。なお、申請可能な期間は1年間が限度となります。

※「次へ」のボタンを押した後、入力項目に不足があった場合は、不足項目への入力を促すメッセージが表示されます。

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(4/6)

飛行の目的一覧

項番	飛行の目的	区分	備考
1	空撮	業務	風景・施設の撮影、TV・映画制作、イベント撮影 等
2	報道取材	業務	報道取材 等
3	警備	業務	侵入者追跡、工場内立入者監視 等
4	農林水産業	業務	農薬散布、松くい虫防除、種まき、肥料散布、育成踏査 等
5	測量	業務	工事現場での測量 等
6	環境調査	業務	放射能計測、大気汚染調査 等
7	設備メンテナンス	業務	プラント保守、施工計画調査、ソーラーパネル管理 等
8	インフラ点検・保守	業務	道路・橋梁点検、トンネル内点検、河川管理施設の点検、海岸保全施設の点検、港湾施設の点検 等
9	資材管理	業務	プラント資材管理、資材の容積計測 等
10	輸送・宅配	業務	物資輸送、宅配 等
11	自然観測	業務	火山観測、地形変化計測、資源観測 等
12	事故・災害対応等	業務	土砂崩れ等の被害調査、山岳救助、水難者搜索、被災者搜索、火災等の原因等の調査、交通事故現場検証 等
13	趣味	業務以外	協議会、スポーツ、レクリエーション、個人的な趣味の飛行 等
14	研究開発	業務以外	研究開発 等
15	その他	業務／業務以外	上記以外の理由、試験飛行の場合

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(5/6)

飛行許可が必要な理由一覧（飛行空域）

項番	区分	空域
1	飛行禁止空域の飛行（第132条の85関係）	空港周辺（※）
2		地表・水面から150m以上の高さの空域（※）
3		人・家屋の密集地域の上空（※）

飛行承認が必要な理由一覧（飛行方法）

項番	区分	飛行方法
1	飛行の方法（第132条の86関係）	夜間の飛行
2		目視外での飛行
3		人・物件から30m未満の距離
4		催し物上空の飛行（※）
5		危険物の輸送
6		物件投下

※Lv3.5飛行等の申請においては、選択不可

10.Step6：飛行概要・飛行詳細を入力する(6/6)

飛行詳細

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 05
申請書確認

STEP 06
申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ II A（レベル3.5飛行等）**」です。

飛行の詳細（飛行の範囲、場所等）を正しく入力して下さい。

I.飛行を予定している場所はどこですか？

I.飛行場所

飛行する経路について、出発地や経由地、到着地が分かる形で記載をお願いします。
申請する経路が複数にわたる場合は、その経路を列挙ください。

(例)

- 1.**県**市**町**0-0-0～**県**市**町**1-0-1
- 2.**県**市**町**2-0-0～**県**市**町**2-1-0
- 3.**県**市**町**3-1-0～**県**市**町**3-2-1～**県**市**町**3-1-2
- 4.**県**市**町**5-2-3～**県**市**町**5-2-3

飛行詳細のページで必要事項を記入/選択し、「次へ」のボタンを押します。

※以下の項目への入力が必要です。

- I.飛行を予定している場所はどこですか？
- II.申請先はどこですか？



キャンセル

次へ

中断

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(1/7)

機体・操縦者概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 **STEP 03 機体・操縦者選択** STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリー II A (レベル3.5飛行等)**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

1.機体情報一覧・選択 ①

機体選択

機体情報一覧・選択

※機体認証を受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

全選択

機体追加

号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行規程		
	第二種	遵守	遵守	追加基準	削除

キャンセル

登録

機体・操縦者概要のページで「機体選択」のボタンを押すと機体情報一覧・選択の画面が表示されます。

飛行許可・承認メインメニューのページにある「[無人航空機情報の登録・変更](#)」にて入力を行った機体情報が反映されますので、申請に必要な機体を選択し、「機体追加」のボタンを押します。

なお、機体を追加した後にメニュー画面「[無人航空機情報の登録・変更](#)」から機体情報を変更した場合、申請書作成内容に自動的に反映されません。

変更内容を反映させるには、該当する機体を一度削除した後に、再度「機体追加」を行ってください。選択した記載が一覧に追加されます。

Lv3.5飛行等の申請においては、追加基準の登録が必要となりますので、各機体ごとに「追加基準」のボタンを押します。（右にスクロールすることで当該ボタンが表示されます。）

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(2/7)

無人航空機の追加基準への適合性入力

機体の追加基準への適合性に関する情報を入力してください。

I. 無人航空機の追加基準への適合性を入力してください。

1. 目視外飛行（補助者配置なし）

(1) 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。

☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当せず

「否」を選択した場合には、下記より該当する代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえ、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。

☐ その他

(2) 地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できる（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。

☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当せず

「否」を選択した場合には、下記より該当する代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえ、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。

☐ その他

(3) 不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動する。

☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当せず

「否」を選択した場合には、下記より該当する代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえ、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。

☐ その他



電源系統	・機体の主電源消失 ・操縦装置の主電源消失
自動制御系統	・制御計算機の故障

キャンセル

機体追加適合基準入力のページで必要事項を入力し、「登録する」ボタンを押します。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(3/7)

機体情報一覧・選択

※機体認証を受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

全選択 機体追加

No.	製造者名	型式／名称	登録記号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行
1				第二種	遵守	遵守

1

キャンセル 登録



機体情報一覧・選択

※機体認証を受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

全選択 機体追加

号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行規程		
	第二種	遵守	遵守	追加基準	削除

1

キャンセル 登録

機体情報一覧・選択のページに戻るので、登録する機体を確認し、「登録」のボタンを押します。

※選択した全ての機体について、追加基準が入力されているかチェックが行われます。

機体追加適合基準入力のページをご確認頂き、追加基準の入力内容をご確認ください。

※「使用条件等指定書」「無人航空機飛行規程」の項目は、所有する機体が型式認証を取得した機体である場合、又は個別の機体認証を取得した機体である場合に表示されます。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(4/7)

機体・操縦者概要



申請中のカテゴリーは「**カテゴリー II A (レベル3.5飛行等)**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I.機体情報一覧・選択 ⓘ

機体選択

II.操縦者情報一覧・選択 ⓘ

操縦者選択

機体・操縦者概要のページに戻るので、「操縦者選択」のボタンを押します。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(5/7)

操縦者情報一覧・選択

※無人航空機操縦者技能証明を保有する操縦者については、技能証明の有効期間を十分にご確認ください。

全選択

操縦者追加

No.	操縦者名	機体情報	一等	二等	技能認証		
1					表示省略	追加基準	削除

飛行許可・承認メインメニューのページにある「操縦者情報の登録・変更」にて入力を行った操縦者情報が反映されますので、申請に必要な操縦者名を選択し、「操縦者追加」のボタンを押します。

なお、操縦者を追加した後にメニュー画面「操縦者情報の登録・変更」から操縦者情報を変更した場合、申請書作成内容に自動的に反映されません、変更内容を反映させるには、該当する操縦者を一度削除した後に、再度「操縦者追加」を行ってください。

Lv3.5 飛行等の申請においては、追加基準の登録が必要となりますので、各操縦者ごとに「追加基準」のボタンを押します。

※「一等（操縦者技能証明）」「二等（操縦者技能証明）」「技能認証（民間技能認証）」の項目は、選択した操縦者が技能証明等を取得した場合に表示されます。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(6/7)

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性入力

操縦者の追加基準への適合性に関する情報を入力してください。

1.操縦者の追加基準への適合性を入力してください。

1. 無人航空機を飛行させる者は、次の要件に適合していることを確認した。

○目視外飛行

(1) モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる。

☒ 是 ☐ 否

(2) 遠隔からの異常状態の把握、状況に応じた適切な判断及びこれに基づく操作等に関し座学・実技による教育訓練を少なくとも10時間以上受けている。

☒ 是 ☐ 否

2. 無人航空機を飛行させる者は、申請する飛行の内容に該当する飛行形態に応じた次の要件にそれぞれ適合していることを確認した。

○夜間飛行

(1) 夜間、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。

☒ 是 ☐ 否 ☐ 該当せず

3. 上記1.および2.にて「否」を選択した項目（目視外、夜間飛行、物件投下）に係る代替的安全策として、以下を講じる。

☒ 訓練のための申請であり、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下において第三者が立ち入らないよう措置された場所において行う。

☐ 業務のための申請であるが、飛行マニュアルに基づいた訓練を屋内又は訓練のために許可等を受けた場所にて実施した後に業務のための飛行を行う。

キャンセル

登録する

操縦者追加適合基準入力のページで必要事項を入力し、「登録する」ボタンを押します。

11.Step7：飛行機体・操縦者を選択する(7/7)

機体・操縦者概要

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 05
申請書確認

STEP 06
申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ II A（レベル3.5飛行等）**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I.機体情報一覧・選択

機体選択

II.操縦者情報一覧・選択

操縦者選択

III.使用する飛行マニュアルを選択してください

1.使用する飛行マニュアルを選択してください。
「航空局標準マニュアル」を使用する場合、記載内容を十分理解のうえご使用ください。
最新の航空局標準マニュアルは、航空局ホームページにて確認が可能です。
最新の航空局標準マニュアルは [こちら](#) を参照

☒ 航空局標準マニュアルを使用する。

☐ 航空局標準マニュアル01（経路を特定する飛行）
☐ 航空局標準マニュアル02（経路を特定しない飛行）
☐ 航空局標準マニュアル（空中航行）
☐ 航空局標準マニュアル（研究開発）
☐ 航空局標準マニュアル01（インフラ点検 / 経路を特定する飛行）
☐ 航空局標準マニュアル02（インフラ点検 / 経路を特定しない飛行）

☒ 机上カメラ設置等により立入管理措置を講じる目視外飛行等に係る航空局が作成した飛行マニュアルを使用する。

☐ リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。

☐ 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。

※別添に作成した飛行マニュアルを使用する場合は、内容の適合に確認を要することをあらかじめご了承ください。
※別添に作成した飛行マニュアルにおいて、机上カメラ等により立入管理措置をとる目視外飛行等に係る航空局が作成した飛行マニュアルと同等の水準である必要がありますのでご確認ください。

機体・操縦者概要のページに戻るなので、その他、必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。

※ファイルアップロードが必要な項目については「選択」ボタンを押し、該当ファイルをアップロードしてください。

アップロード可能なファイルの形式及び容量は以下の通りです。

ファイル形式：xls,xlsx,doc,docx,pdf,jpg,jpeg,png,gif
容量：10MB

※ファイル形式や入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「登録」ボタンを押してください。

※以下の項目への入力が必要です。

I.機体情報一覧・選択

II.操縦者情報一覧・選択

III.使用する飛行マニュアルを選択してください

※「上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する」を選択した場合は、作成したマニュアルを添付のうえ、航空局が作成した飛行マニュアルからの変更箇所を記載してください。



キャンセル

次へ

中断

12.Step8：その他詳細情報を入力する(1/3)

その他詳細等入力画面

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 **STEP 04 その他詳細等入力** STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「カテゴリーII A（レベル3.5飛行等）」です。
その他詳細情報（加入保険情報、緊急連絡先等）は要する情報を正しく入力して下さい。

I. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。

1. 保険会社名

2. 商品名

3. 補償金額（対人）
☐ 無制限

4. 補償金額（対物）
☐ 無制限

5. 賠償能力
第三者賠償責任保険に加入していない場合は、参考として賠償能力の情報を入力してください。①
☐ 有 ☐ 無



必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。
（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

※添付ファイルの追加では、その他申請書作成時に添付できなかったファイルや追加ファイルがあれば添付してください。

※ファイルアップロードが必要な項目については「選択」を押し、該当ファイルをアップロードしてください。

アップロード可能なファイルの形式及び容量は以下の通りです。

ファイル形式：xls,xlsx,doc,docx,pdf,jpg,jpeg,png,gif,zip
容量：10MB

※ファイル形式や入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージに従って内容を修正し、再度「次へ」ボタンを押してください。

※以下の項目への入力が必要で、その他項目は該当及び必要に応じて入力してください。

II. 緊急連絡先を確認してください。

III. 受け取る許可書の形式を選択してください。

VII. 運航条件の設定

※電子許可書または紙の許可書を選択します。紙の許可書を選択した場合は提出先への返信用封筒の郵送が必要です。

12.Step8：その他詳細情報を入力する(2/3)

その他詳細等入力画面

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 05
申請書確認

STEP 06
申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A（レベル3.5飛行等）**」です。
その他詳細情報（加入保険情報、緊急連絡先等）は要する情報も正しく入力して下さい。

I. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。

1. 保険会社名

複数保険加入時は保険会社名を列挙してください。

2. 商品名

複数保険加入時は商品名を列挙してください。

3. 補償金額（対人）

☐ 無制限

複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

4. 補償金額（対物）

☐ 無制限

複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

5. 賠償能力

第三者賠償責任保険に加入していない場合は、参考として賠償能力の情報を入力してください。

☐ 有 ☐ 無

「有」を選択している場合は、賠償能力について記載してください。

必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。
（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

※補償金額は半角数字で入力してください。

複数の保険に加入している場合、「保険会社名」、「商品名」、「補償金額（対人）」、「補償金額（対物）」は以下の通り、入力してください。

- ・「保険会社名」：保険会社名を列挙
- ・「商品名」：商品名を列挙
- ・「補償金額（対人）」、「補償金額（対物）」：最も高い金額を記載

補償金額（対人）または補償金額（対物）が無制限の場合、「無制限（対人）」または「無制限（対物）」にチェックを入れてください。

保険に加入していない場合、賠償能力の有無を選択してください。



キャンセル

次へ

中断

12.Step8 : その他詳細情報を入力する(3/3)

VII. 運航条件の設定等

☒ 飛行申請にあたって、以下の内容を遵守する。

無人航空機、カメラ、モニター等の特性や想定されるリスクを十分に考慮の上、第三者の立入が無いことを確認するための運航条件の設定を行う旨を航空局に示した内容に基づく飛行申請を提出する。

航空局管理番号（半角英数記号） ZZZ9999-99

☒ 移動中の車両、列車又は船舶の上空を通過する場合を含む道路、鉄道又は船舶航路を一時的に横断する飛行（レベル3.5飛行）を行う者について、申請する飛行内容が保有する技能証明の区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。
レベル3.5飛行を行わない者についても、飛行の許可・承認の基準に適合していることを確認した。

キャンセル

中断

次へ

必要事項を入力し、「次へ」のボタンを押します。
（次頁にも当該画面の説明が続きます。）

VII. 運航条件の設定

- ・ 記載内容をよくご確認のうえ、チェックをお願いいたします。
- ・ 航空局管理番号には、簡易カテゴリ判定の際に入力した番号が初期状態で入力されておりますが、改めて番号が正しいことをご確認下さい。

13.Step9：申請書を確認する

申請書情報管理 / 申請書内容確認

入力内容を基に作成された以下の申請様式、別添資料等を選択して内容を確認して下さい。
また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。

No.	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

- ☐ 申請内容が適切であり、間違いがないことを確認しました。
※申請内容に不備があった場合には追加確認に時間を要し、飛行予定日までに許可・承認が得られないことも想定されます。
※適切な許可・承認を取得せずに無人航空機を飛行させる等した場合は、懲役又は罰金に科せられます。

キャンセル

申請する

申請書情報管理／申請書内容確認のページで、入力内容を元に作成された申請様式、別添資料等が表示されるため、クリックし、内容を確認します。

※申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。

注意事項！

ご自身が許可承認を必要とする飛行内容で間違いがないか、様式、別添資料含め、必ず申請内容を最終確認してください。

14.Step10：申請書を提出する

☒ 申請内容が適切であり、間違いがないことを確認しました。
※申請内容に不備があった場合には追加確認に時間を要し、飛行予定日までに許可・承認が得られないことも想定されます。
※適切な許可・承認を取得せずに無人航空機を飛行させる等した場合は、懲役又は罰金に科せられます。

キャンセル

申請する

最後に改めて入力内容をご確認頂き、問題がない場合は「申請内容が適切であり、間違いがないことを確認しました。」にチェックを付け、「申請する」のボタンを押します。

処理結果

SC_U02_15

申請を受け付けました。
審査状況等はメニュー画面の「申請書一覧」より確認をして下さい。

OK

メッセージを確認し、「OK」のボタンを押します。

以上で新規申請は完了です。

地方航空局、空港事務所等で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※申請が完了及び中断した申請書については申請書一覧から確認が可能です。[申請書一覧の確認方法のマニュアル](#)を確認してください。